



令和6年度
いっずんサポート補助金【いずサポ】
(泉区地域課題解決支援事業補助金)

募集要項

泉区がより“暮らしやすく魅力あるまち”となるよう、地域の皆さんが“自らの力で解決していこうとする活動”を応援します！

この補助金は、地域の課題解決や魅力向上のために主体となって活動する区内の団体等に対して支援するものです。なお、補助金交付に際しては審査があります。

【申請書類受付期間】

令和6年4月1日（月）～令和6年4月10日（水）

※本事業は「泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施しています。申請する前に必ず要綱で詳細を御確認ください。

※本事業は、横浜市会において令和6年度予算が議決されることを前提としています。



いっずんサポート補助金は**3**コースに分かれています！

スタートアップコース …P8～

対象事業の開始日が令和4年4月1日以降のものを対象とするコースです。

事業年度	補助率	補助限度額
1年目	10分の8	25万円
2年目	10分の6	
3年目	10分の5	

👉 活用事例

地域で新たに活動を始めてみたい！
始めたばかりの活動を軌道に乗せたい！

ステップアップコース …P8～

対象事業の開始日が令和4年3月31日以前のものを対象とするコースです。

申請回数	補助率	補助限度額
1回目	10分の5	20万円
2回目		15万円
3回目		10万円

👉 活用事例

・現在の活動をさらに盛り上げたい！

子どもの居場所コース …P10～

交流・体験を通じて、子どもの自主性や社会性を育むことを目的とした事業を対象とするコースです。

申請回数	補助率	補助限度額
1回目	10分の9	10万円
2回目		
3回目		

👉 活用事例

遊びや体験などを通して子どもたちの交流を図り、地域全体で子どもたちの健全育成を育みたい！

※1事業につき、スタートアップコース、ステップアップコース、子どもの居場所コースを**通算して3回**までの補助金交付が受けられます。

ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査がありますので、1度交付を受けても、**次回からの補助金交付を約束するものではありません。**

目次

【I. 共通】

1 補助条件	・・・ P 3
2 補助対象経費	・・・ P 4
3 申請方法	・・・ P 5
4 補助金交付の可否における審査	・・・ P 6
5 その他注意事項	・・・ P 6
6 申請の流れ	・・・ P 7

【II. 各コース】

1 スタートアップコース	・・・ P 8
2 ステップアップコース	・・・ P 8
3 子どもの居場所コース	・・・ P 10

【III. 資料編】

1 【資料1】記入例	・・・ P 11
2 【資料2】申請書類チェック表	・・・ P 19
3 【資料3】団体別の予算計画について	・・・ P 20
4 【資料3】団体別の規約等について	・・・ P 20

【IV. よくある質問】	・・・ P 21
--------------	----------

【共通】

I - 1 補助条件

【補助事業者】

補助の対象となる団体等は、次の条件をすべて満たす団体等です。

- (1) 組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。
- (2) 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること。
- (3) 法人にあつては、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団ではないこと及び団体の代表者（法人の場合は代表者または役員）が暴力団員ではないこと。

【補助回数】

5年以内に通算3回まで

【補助事業】

(1) 補助金の対象となる事業

- ア 公共的・公益的な事業（誰しものが参加・利用することが可能であり、事業目的も広く利益をもたらすもの）
- イ 地域の課題解決や魅力向上につながる事業
- ウ 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業
- エ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業
- オ 参加費を徴収する場合は積算根拠が明確であり、適正な実費相当額である事業

(2) 補助金の対象外となる事業

- ア 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受ける事業
- イ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ウ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とする事業
- エ 事業実施を伴わない調査・研究のみを目的とする事業
- オ 個人の技術向上を目的とするクラブ活動及びこれに類する活動
- カ 施設、備品等の整備、購入のみを目的とする事業
- キ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められる事業
- ク 補助金を受けようとする事業について、本市から補助金又は委託を受けている又は受ける見込みがある事業（詳しくは資料3を参照）
- ケ その他区長が適当でないと認める事業

申請にあたっては、**必ず事前に御相談**ください（予約制）。

【事前相談問合せ・予約先】

泉区区政推進課地域力推進担当 3階307窓口

電 話：045-800-2333

FAX：045-800-2505

メール：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

I - 2 補助対象経費

事業実施に係る経費のうち、補助対象になる経費は次表のとおりです。

※事業収支予算書に記載された支出金額を超える執行は補助対象になりません。事業収支予算書の内容に変更がある場合は執行前に必ずご連絡ください。書類の再提出が必要になる場合があります。

また、次のいずれかに該当する経費は、対象外です。

- (1) 団体の運営に係る経費や他の事業に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費
- (2) 賃金、手当等、補助金の交付を受けた団体の構成員に対し労務提供の対価として支払われる経費
- (3) その他区長が不相当と認める経費

【補助対象経費】

費目	補助対象経費	補助対象と認められない経費
報償費	講師等に対する謝金 ※社会通念上適正な額とする。	団体構成員への謝金
使用料	事業実施に必要な会場及び機材等の使用料・賃借料	団体運営のための会議等で使用する会場・機材等の使用料・賃借料
印刷費	印刷物（チラシ・ポスター、報告書等）の印刷費	団体の機関紙・記念誌の印刷費や団体運営のための会議等で使用するコピー代
保険料	イベント保険、レクリエーション保険等活動に必要な保険の加入に係る費用	団体構成員個人の保険料
消耗品費	事業実施に必要な事務用品（教材費等）	備品（事業に必要不可欠と審査で認められたものは可） 汎用性の高い物品（パソコン、タブレット等）
通信費	参加者への案内状などの郵送費、専ら補助対象事業において使用する携帯電話等の通話料・通信料	私用の携帯電話にかかる通話料・パケット通信料
交通費	事業実施に必要な交通費	自家用車の車代
手数料	金融機関などへの振込手数料等	事業に必要なない手数料
委託費	イベント等の委託に関する費用	事業に必要なない委託費
原材料費	事業で使用する食材等の材料購入に係る費用	会議等の茶菓代

----- 財産の処分について（要綱第 17 条） -----

補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

I-3 申請方法

次の提出書類を作成し、受付期間内に提出してください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
※様式の枠に収まらない場合は、別紙（様式自由）に詳細を記載してください。
- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業収支予算書（3年間）（第3号様式の2）
※単年度事業または子どもの居場所コースの場合、省略ができます。
- (5) 団体等概要書（第4号様式）
- (6) 団体等構成員名簿
- (7) 団体等の会則・規則その他これらに類する書類（詳しくは資料4参照）
- (8) 法人にあつては、市町村民税納税証明書又は非課税証明書

※横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、追加の書類提出を依頼する場合があります。

【提出先】

住所：〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1 泉区役所区政推進課地域力推進担当

窓口：泉区役所3階307窓口（区政推進課地域力推進担当）

メール：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

【書類の入手方法】

- (1) 区ホームページからダウンロード

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp//izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/izzunnhojokinn.html

- (2) 次の区役所等の施設で配布

- ・泉区役所区政推進課地域力推進担当3階307窓口
- ・泉区役所区政推進課広報相談係（泉区役所1階101窓口）
- ・泉区内地域ケアプラザ
- ・泉区内地区センター



申請書類の記入漏れや提出書類の不足があった場合、採点ができないため、審査の対象外となる場合があります。

記入例を参考に漏れがないように記入し、提出書類についても不足がないことを確認したうえで提出してください。

（提出前に、9ページのチェックリストにて自己チェックをお願いします。）

I-4 補助金交付の可否に関する審査について

- (1) 審査基準に基づく書類審査とします。
- (2) 合計点数の高い順に、予算の範囲内で交付決定します。
- (3) 申請の都度審査となるため、今年度選定されても、次年度以降も選定されることを保証するものではありません。

※下記に示す審査基準等を満たさない場合は補助対象となりません。

また、記入漏れや提出書類の不足があった場合、採点ができないため、審査の対象外となる場合があります。

【審査基準】

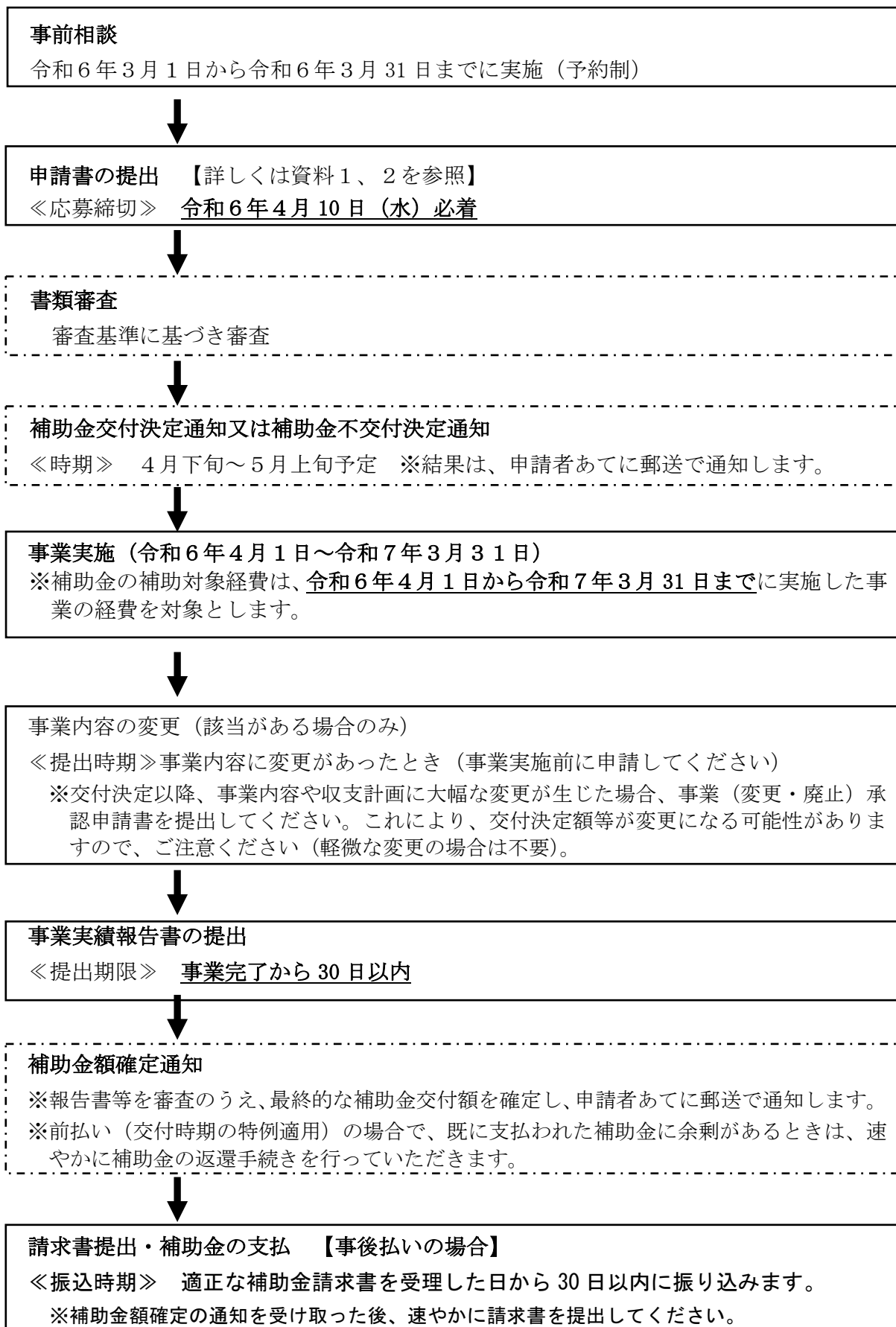
評価項目	審査の視点
事業目的	事業目的が明確で必要性があるか。
公共性・公益性	実施事業が公共的・公益的な内容になっているか。
事業内容	地域の課題解決や魅力向上に寄与する内容になっているか。
安全性	実施手法が安全な方法になっているか。
実現性・継続性	運営体制や実施方法が実現可能かつ継続可能な方法になっているか。
経費の妥当性	収支予算書は、事業に必要なかつ十分な経費が計上されており、妥当な金額になっているか。
効果	事業を実施することにより、地域によい効果があるか。

I-5 その他注意事項

- ☑ 募集要項を御理解のうえ、申請手続き及び事業を実施してください。
- ☑ 補助金は市税その他貴重な財源で賄われています。公正かつ効率的に使用してください。
- ☑ 補助金申請には事前相談が必要です。事前相談は予約制となります。
事前相談問合せ・予約先
泉区区政推進課地域力推進担当 3階 307 窓口
電 話：045-800-2333 F A X：045-800-2505
メール：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp
- ☑ この補助金は、この補助金を受けた補助事業の実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- ☑ 事業計画や収支計画に変更がある場合は、事業（変更・廃止）承認申請書を提出していただく必要があります（軽微な変更の場合は不要）。また、活動の目的の変更や内容の根本的な変更については、認められない場合もありますので、必ず事前に御相談ください。
- ☑ 虚偽の申請や報告など、不正な手段によって補助金の交付を受けた場合は、その全額又は一部の決定を取消し、既に交付した補助金について期限を定めて返還していただきます。
- ☑ 当該事業の状況等について調査し、又は報告を求める場合があります。

I-6 申請の流れ

補助金の申請から交付決定、請求、報告までの大まかな流れは次のとおりです。



【各コース】

II-1、2 スタートアップコース、ステップアップコース

申請は1団体につき1件/年度とします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

(1) スタートアップコース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しないもの）

事業年度	補助率	補助限度額
1年目	10分の8	25万円
2年目	10分の6	
3年目	10分の5	

(2) ステップアップコース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しているもの）

申請回数	補助率	補助限度額
1回目	10分の5	20万円
2回目		15万円
3回目		10万円

※1 審査により補助金交付の可否を決定します。

審査方法等は「5 補助金交付の可否に関する審査について」を御確認ください。

※2 継続を御希望の場合、毎年申請が必要になります。

また、申請の都度審査となるため、今年度選定されても、次年度以降も選定されることを保証するものではありません。

事業年度とは、4月1日から翌3月31日までの1年間をいいます。

補助事業等開始年度とは、事業を初めて実施した日の属する事業年度をいいます。

例えば、令和4年10月に初めて開催したイベントは、令和4年度が補助事業等開始年度となります。次ページ（4ページ）に「申請別適用パターン」を例示していますので、参考にしてください。また、どのコースが適用されるのか不明な場合は、事前に御相談ください。

【補助金の算出方法】

補助対象経費 × 補助率 (8/10 ・ 6/10 ・ 5/10) = A

補助限度額：新規コース 25万円

継続コース 1回目 20万円、2回目 15万円、3回目 10万円

補助金交付申請額 = A 又は B のいずれか低い額（千円未満切り捨て）

例1：スタートアップコース2年目での申請 補助対象経費：182,000円

182,000円 × 6/10 = 109,200円 ⇒ 109,000円（千円未満切り捨て） < 250,000円（補助限度額）

⇒ 「109,000円」が補助金交付申請額

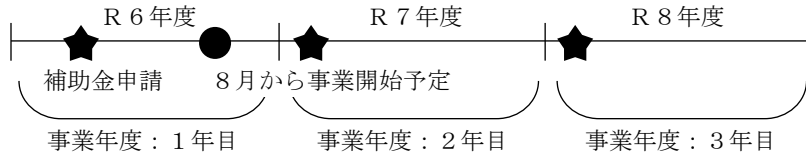
例2：ステップアップコース3回目での申請 補助対象経費：210,000円

210,000円 × 5/10 = 105,000円 > 100,000円（補助限度額）

⇒ 「100,000円」が補助金交付申請額

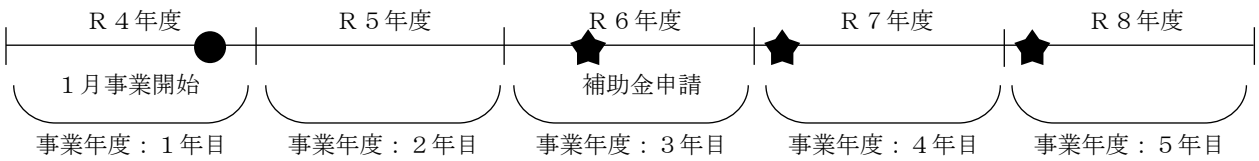
申請別コース適用パターン

【例1：令和6年8月から高齢者交流サロンを実施予定のため、令和6年度に補助金申請した場合】



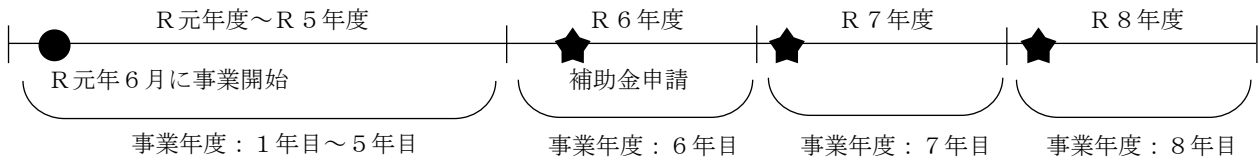
R6年度の交付額 → スタートアップコース1年目を適用（補助率：10分の8、補助限度額：25万円）
 R7年度の交付額 → スタートアップコース2年目を適用（補助率：10分の6、補助限度額：25万円）
 R8年度の交付額 → スタートアップコース3年目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：25万円）

【例2：令和4年1月からウォーキングイベント事業を実施し、令和6年度に補助金申請した場合】



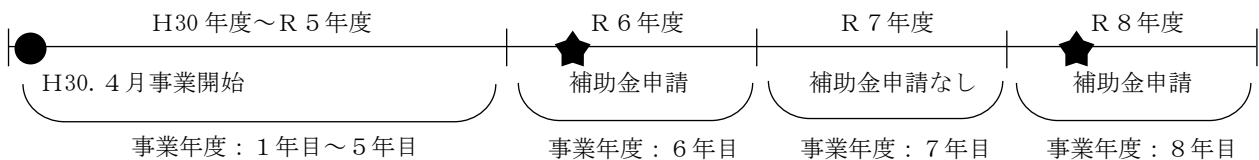
R6年度の交付額 → スタートアップコース3年目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：25万円）
 R7年度の交付額 → ステップアップコース1回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：20万円）
 R8年度の交付額 → ステップアップコース2回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：15万円）

【例3：令和元年6月に多文化ボランティア事業実施し、令和6年度に補助金申請した場合】



R6年度の交付額 → ステップアップコース1回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：20万円）
 R7年度の交付額 → ステップアップコース2回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：15万円）
 R8年度の交付額 → ステップアップコース3回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：10万円）

【例4：平成30年4月に地域散策ガイドを作成、令和6年度に更新のため補助金申請。令和8年度に再び更新のため申請した場合（令和7年度は申請なし）】



R6年度の交付額 → ステップアップコース1回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：20万円）
 R8年度の交付額 → ステップアップコース2回目を適用（補助率：10分の5、補助限度額：15万円）
 ※地域散策ガイドの更新は、あと1回まで補助金申請ができる。なお、前回の申請から5年以上申請がなかった場合は、新たな申請とみなす。

Ⅱ—3 子どもの居場所コース

申請は1団体につき1件/年度とします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

(1) 子どもの居場所コース

交流・体験を通じて、子どもの自主性や社会性を育むことを目的とするもので、年6回以上継続的に行うもの

事業年度	補助率	補助限度額
1回目	10分の9	10万円
2回目		
3回目		

※1 審査により補助金交付の可否を決定します。

審査方法等は「5 補助金交付の可否に関する審査について」を御確認ください。

※2 継続を御希望の場合、毎年申請が必要になります。

また、申請の都度審査となるため、今年度選定されても、次年度以降も選定されることを保証するものではありません。

(2) 補助対象条件（追加要件）

■対象団体

1. 市から委嘱されたものが構成員に含まれる団体
2. 泉区内の自治会町内会役員が構成員に含まれる団体

■事業

1. 年6回以上継続的に行うもの
2. 未就学の子と親が主な対象で仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としないもの

【補助金の算出方法】

補助対象経費 × 補助率 (9/10) = A

補助上限額：10万円

補助金交付申請額 = A 又は 上限 10万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）

例1：補助対象経費：85,000円

85,000円 × 9/10 = 76,500円（千円未満切捨て） < 上限 100,000円（補助限度額）

⇒ 「76,000円」が補助金交付額

例2：補助対象経費：120,000円

120,000円 × 9/10 = 108,000円（千円未満切捨て） > 上限 100,000円（補助限度額）

⇒ 「100,000円」が補助金交付額

Ⅲ－１ 記入例

第 1 号様式（第 9 条第 1 項）

《スタートアップコース》
《ステップアップコース》
《子どもの居場所コース》

令和 6 年 4 月 3 日

泉区地域課題解決支援事業補助金交付申請書

泉 区 長

〔申請者〕

住所又は所在地：横浜市泉区〇-〇-〇

団 体 名：いっずん魅力向上チーム

代 表 者 名：泉 太朗

令和 6 年度泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 交付申請コース（いずれか 1 コースのみ申請できます。）※別表 2 を参照

- スタートアップコース（ 1 年目 2 年目 3 年目）
 ステップアップコース（ 1 回目 2 回目 3 回目）
 子どもの居場所コース（ 1 回目 2 回目 3 回目）

2 補助金交付申請額

¥ **82,000** . -
※1,000 円未満切捨

第 3 号様式の泉区地域課題
解決支援事業補助金の額を
転記してください

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 事業収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 団体等概要書（第 4 号様式）
- (4) 団体等構成員名簿
- (5) 団体等の会則・規則その他これらに類する書類
- (7) 法人にあつては、市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- (8) その他区長が必要と認めるもの

4 確認欄

当該事業について、横浜市（区役所含む）から委託を受けている、受ける見込みがあるもの又は横浜市の補助金の対象となるものとなっていないか。

はい

※この申請書及び添付書類については、補助金交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供さなければなりません。

《スタートアップコース》
《ステップアップコース》

第2号様式（第9条第2項）

事業計画書

- スタートアップコース（ 1年目 2年目 3年目）
 ステップアップコース（ 1回目 2回目）
 子どもの居場所コース（ 1回目 2回目）

なんのために行うのかについては「事業目的」に、何をやるのかについては「実施内容」に記入してください。

事業目的	泉区内の魅力ある場所の情報収集をし、散策マップを作成・周知することにより、地域住民がマップを活用して泉区により愛着を持ってもらうことを目的とします。
事業効果	区民が散策マップを使って、地域を散策することで泉区の新たな魅力を発見することができるほか、体を動かすきっかけとなることができる。特に高齢者においてはフレイル予防が期待されます。
事業の対象者・参加者見込数	区民 散策マップの作成：10人 イベントの実施：40人
実施場所	泉区全体
実施内容 (具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ●区内の魅力スポットの情報収集 ・いっずん魅力向上チームの構成メンバー10人で、〇〇方面の地域の魅力あるスポットの散策をし、そのスポットの魅力について情報を収集。 ●マップの作成 ・情報収集した内容を地図に落とし込み、1つのマップを作成。 ●広報媒体の確保 ・作成したマップを周知するため、Instagramの解説やHPを作成。 ●マップの印刷・配架 〇〇、△△学校、□□施設などに御協力いただき散策マップを配架。 ●イベントの実施 作成した散策マップを活用して、ウォーキングイベントを実施。
事業の実施方法 および周知方法	チームメンバーによる情報収集、現地調査 作成したマップの印刷、配架

《スタートアップコース》
《ステップアップコース》

	月/項目	情報収集	マップ作成	印刷、配架	広報、周知募集	イベント	
事業スケジュール (当該年度) (別紙可)	4月						
	5月	情報収集					
	6月	↓					
	7月						
	8月		↓				
	9月						
	10月						
	11月			↓			
	12月				↓		
	1月						
	2月					イベント実施	
	3月						
		【備考】					
	事業スケジュール (今後2年間記載)	(2年目)	〇〇方面の魅力スポットの情報収集、現地調査を実施し、〇〇方面の散策マップの作成をします。また、詳しく確認できるような活用したウォーキングイベントを実施します。				
(3年目)		〇〇方面の魅力スポットの情報収集、現地調査を実施し、〇〇方面の散策マップの作成をする。作成したマップを地域全体に広報するためにHP作成等を実施し、更なる広報を行います。					
過去の実績 (ステップアップコースのみ)							

具体的なスケジュールが未定の場合は、大まかな予定の記入でも構いません。

次年度以降の方針や将来計画を確認するための項目ですので、大まかな記入でも構いません。

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

第2号様式（第9条第2項）

事業計画書

- スタートアップコース（ 1年目 ）
 ステップアップコース（ 1回目 ）
 子どもの居場所コース（ 1回目 ）

なんのために行うのかについては
 「事業目的」に、何をやるのかにつ
 いては「実施内容」に記入してくだ
 さい。

<p>事業目的</p>	<p>現代において地域のつながりも希薄になっている中で、地域の大人と子どもたちが顔の見える関係を築くことで、地域全体で子どもたちの安全・安心を見守ります。また、子どもたちが異なる年齢の子どもや大人と一緒に過ごすことで、自主性や社会性を育むことを目的としています。</p>
<p>事業効果</p>	<p>区民が地域との交流等を通じ、自主性や社会性を育みながら安心して気軽にくつろげる場を確保します。青少年の親の世代にあたる30～40歳代等の参画により、将来の地域活動の担い手育成につながる機会を創出します。</p>
<p>事業の対象者・参加者見込数</p>	<p>〇〇地域の小・中学生、地域の大人(100名)</p>
<p>実施場所</p>	<p>〇〇地区センター等</p>
<p>実施内容 (具体的に)</p>	<p> ■イベント内容 ・絵本の読み聞かせ会 ・クリスマスのクッキー作り ・スポーツや遊びを通して多世代交流 ⇒〇〇地区センターで、大人や中学生から未就学児を対象とした絵本の読み聞かせ会を行う。また、クリスマスに向けたクッキー作りや多世代でバドミントンや卓球などのスポーツによる交流や手作りペットボトルロケット工作など毎回テーマを決めて実施。 ■広報媒体の確保 ・イベントを周知するため、HP等を作成し掲載。 ■チラシの作成及び印刷・配架 〇〇、△△学校、□□施設などに協力いただきイベントチラシを配架。 </p>
<p>事業の実施方法 および周知方法</p>	<p>子どもたちが楽しめる内容を実行委員会で話し合いながら、子どもの居場所作りを実施していきます。周知方法としては、各イベントのチラシを作成し、キッズクラブへ配布依頼や市民利用施設等に配架及び掲示を依頼します。</p>

《子どもの居場所コース》

	月/項目	チラシ 作成	印刷、配架	広報、周知 募集	イベント		
	事業スケジュール (当該年度) (別紙可)	4月	■	■	■		
5月		具体的なスケジュールが未 定の場合は、大まかな予定 の記入でも構いません。			イベント 実施①		
6月							
7月			↓	↓	イベント 実施②		
8月					イベント 実施③		
9月			↓	↓			
10月			↓	↓	イベント 実施④		
11月			↓	↓			
12月			↓	↓	イベント 実施⑤		
1月					イベント 実施⑥		
2月							
3月							
		【備考】	次年度以降の方針や将来計 画を確認するための項目で すので、大まかな記入でも 構いません。				
事業スケジュール (今後2年間記載)		(2年目)	前年度の参加者や区民の方からの意見を参考に子どもたちがさらに楽しめるようなより良いイベント内容を検討し、子どもの居場所作りを実施します。また、〇〇地区でもイベントを行えるように広く周知し、多くの方に参加してもらえるような内容を企画します。				
	(3年目)	前年度の参加者や区民の方からの意見を参考に子どもたちがさらに楽しめるようなより良いイベント内容を検討し、子どもの居場所作りを実施します。また、〇〇地区でもイベントを行えるように広く周知し、多くの方に参加してもらえるような内容を企画します。					
過去の実績 (ステップアップ コースのみ)							

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

《スタートアップコース》
《ステップアップコース》
《子どもの居場所コース》

第3号様式（第9条第2項）

事業収支予算書（案3）

1 収入の部

（単位：円）

項目		金額	説明
自主財源	会費	円	
	参加料	4,000 円	
	寄付等	円	
	その他	21,140 円	〇〇自治会、〇〇助成金
泉区地域課題解決支援事業補助金		82,000 円	
合計		107,140 円	

2 支出の部

（単位：円）

項目		金額	説明
補助対象経費	事務費（A）	90,000 円	
	報償費	6,000 円	ウォーキングガイド謝金
	使用料	4,000 円	自治会館利用料 1000×4回
	印刷費	60,000 円	広報チラシ、マップ印刷
	消耗品費	20,000 円	紙、鉛筆、歩数計、応急キット
	通信費	円	
	手数料	円	
	活動費（B）	12,640 円	
	保険料	4,000 円	100円×40名
	交通費	8,640 円	現地調査3回、4人、720円
	委託費	円	
	原材料費	円	
	補助対象経費小計（C = A + B）		102,640 円
その他補助対象外経費（D）		4,500 円	飲料 90×50本
合計（総事業費） （C） + （D）		107,140 円	

内訳が未確定の場合は、
仮の振り分けでも構いません。

※収入の部の合計と支出の部の合計（総事業費）は一致させてください。

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

《スタートアップコース》
《ステップアップコース》

第3号様式（第9条第2項）

事業収支予算書（3年間）
（スタートアップコース、ステップアップコースのみ）

（単位：円）

事業申請年度		今年度 (令和 6年度)	2年目 (令和 7年度)	3年目 (令和 8年度)	
■ 収入の部					
自主財源	会費	円	円	円	
	参加料	4.000 円	6.000 円	6.000 円	
	寄付等	円	円	円	
	その他	21.140 円	38.140 円	77.140 円	
泉区地域課題解決支援事業補助金		82.000 円	57.000 円	78.000 円	
収入の部 合計		107.140 円	101.140 円	161.140 円	
■ 支出の部					
補助対象経費	事務費（A）	90.000 円	82.000 円	82.000 円	
	報償費	6.000 円	6.000 円	6.000 円	
	使用料	4.000 円	4.000 円	4.000 円	
	印刷費	60.000 円	60.000 円	60.000 円	
	消耗品費	20.000 円	12.000 円	12.000 円	
	通信費				
	手数料	円			
	活動費（B）	12.640 円	14.640 円	74.640 円	
	保険料	4.000 円	6.000 円	6.000 円	
	交通費	8.640 円	8.640 円	8.640 円	
	委託費	円	円	60.000 円	
	原材料費	円	円	円	
	補助対象経費小計 (C = A + B)		102.640 円	96.640 円	156.640 円
	その他補助対象外経費（D）		4.500 円	4.500 円	4.500 円
合計（総事業費） (C) + (D)		107.140 円	101.140 円	161.140 円	

内訳が未確定の場合は、
仮の振り分けでも構いません。

一致させてください。

《スタートアップコース》
 《ステップアップコース》
 《子どもの居場所コース》

団体等概要書

団体名	いっずん魅力向上チーム		
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市泉区〇-〇-〇		
ふりがな 代表者氏名	いづみ たろう 泉 太朗		
代表者連絡先	住所：横浜市泉区△-△-△ 電話：〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 FAX：□□□(□□□)□□□□ Eメール： izzun@city.yokohama.jp		
設立（活動開始）年月	2023年10月（活動歴）年6か月（2024年4月現在）		
会員数	10人	主な活動地域	和泉中央地区
会報・広報誌等の発行	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
ホームページ	URL： https://〇〇〇〇〇〇		
団体の目的	泉区の魅力のある場所について情報収集をし、散策マップを作成・周知をする		
現在の主な活動	区内の魅力あるスポットの情報収集をしている。		
過去の助成等実績	これまでに市や社会福祉協議会、民間団体等から助成金や事業委託を受けたことがある場合は、名称、金額、期間等を記入してください。（過去5年間） なし		
確認事項	当団体は、政治活動、選挙活動、宗教活動若しくは営利を目的とした活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体のいずれにも該当していません。 令和6年4月3日 代表者氏名 <u>泉 太朗</u> 印（氏名自署の場合は印不要）		
備考			

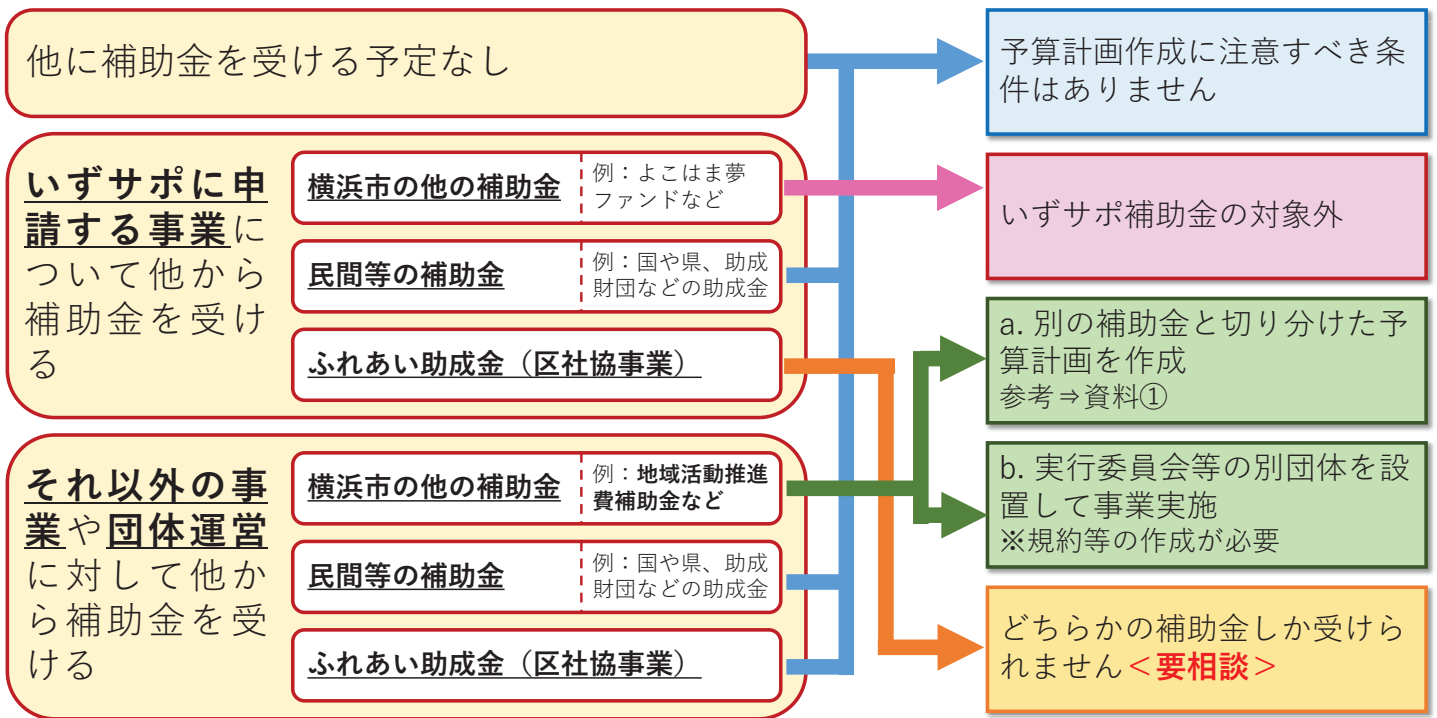
新規に立ち上げる団体は
記入不要です

Ⅲ-2 チェックリスト

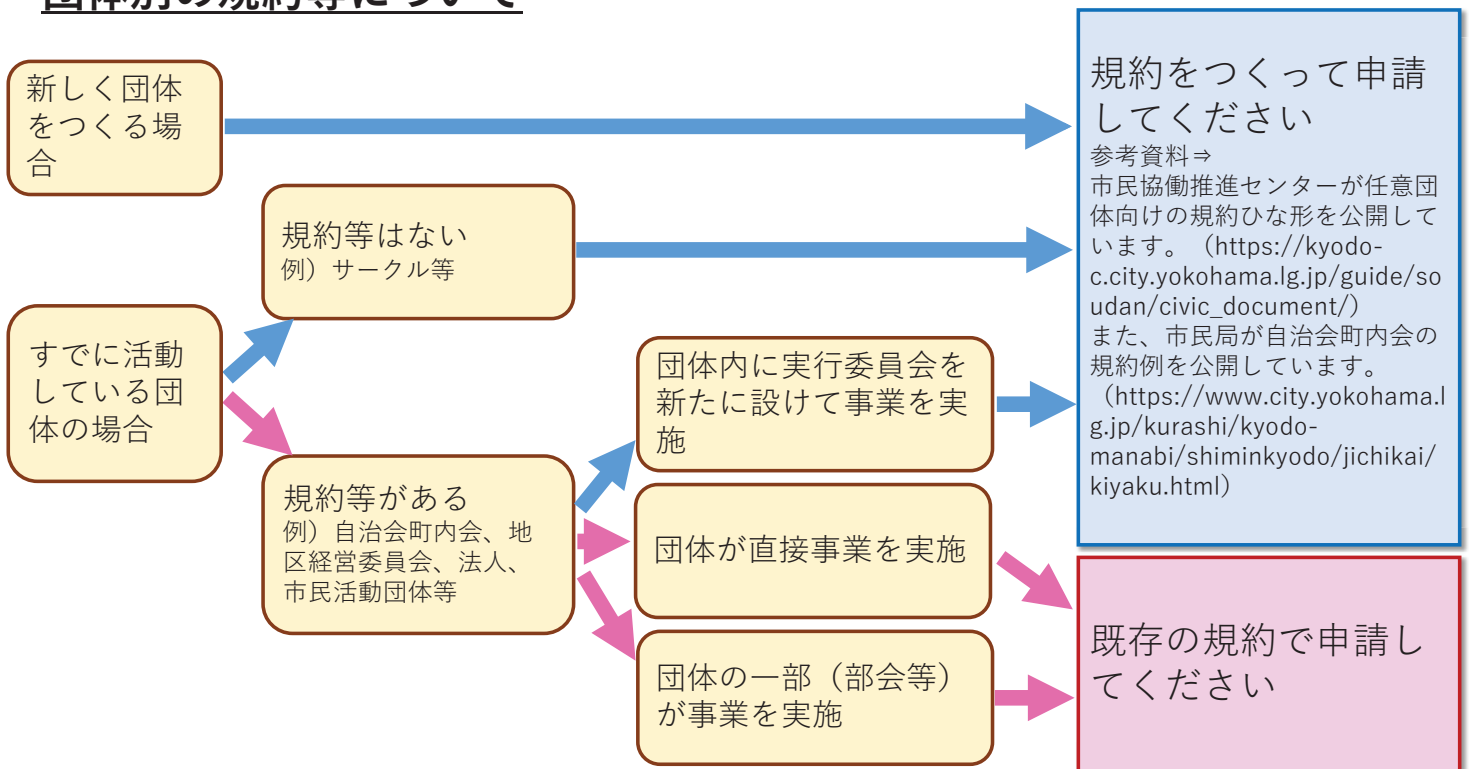
泉区地域課題解決支援事業補助金申請におけるチェックリスト

チェック欄	項 目
□	泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱を確認した。
□	泉区地域課題解決支援事業補助金 令和6年度募集要項を確認した。
□	<p>補助金交付申請書（第1号様式）は、全て記載されている。</p> <p>□ 交付申請コースのいずれか1コースにチェックがある。</p> <p>□ 補助金交付申請額は補助金算出方法（第3号様式）に基づいて算出した額が記載されている。</p> <p>□ 4確認欄にチェックがある。</p>
□	<p>事業計画書（第2号様式）は、全て記載されている。</p> <p>□ 交付申請コースのいずれか1コースにチェックがある（申請書と一致している）。</p>
□	<p>事業収支予算書（第3号様式）は、全て記載されている。</p> <p>□ 収入の部の合計と支出の部の合計が一致している。</p> <p>□ 補助対象経費に補助対象外経費は含まれていない。</p> <p>※補助対象経費が含まれていた場合、交付申請額が減額される場合があります。</p>
□	<p>事業収支予算書（3年間）（第3号様式の2）</p> <p>※単年度事業または子どもの居場所コースの場合は不要</p> <p>□ 「横浜市補助金」欄は、要綱第7条の補助率及び補助限度額を確認して算出している。</p> <p>□ 3年間とも収入の部と支出の部の合計が一致している。</p>
□	<p>団体等概要書（第4号様式）は、全て記載されている。</p> <p>□ 会報・広報誌等の発行の有無にチェックが入っている。</p> <p>□ ホームページがある場合、URLが記載されている。</p> <p>□ 確認事項欄の氏名が自署されている又は記名捺印されている。</p>
□	<p>申請書に添付する書類は揃っている</p> <p>□ 事業計画書</p> <p>□ 事業収支予算書</p> <p>□ 事業収支予算書（3年間） ※単年度事業の場合は不要</p> <p>□ 団体等概要書</p> <p>□ 団体等構成員名簿</p> <p>□ 団体等の会則・規則その他これらに類する書類</p> <p>□ 法人にあっては、市町村民税納税証明書又は非課税証明書</p>

団体別の予算計画について



団体別の規約等について



IV よくある質問

Q 1. 補助率が10分の10ではない部分は団体に用意しますか？

A. 例えば補助率10分の8の場合、2割については自己負担となります。

Q 2. 物価高騰により支出が予算を超えることになった場合は、どうしますか？

A. 予算計画が変更となる場合は、事前にご相談ください。なお、原則として、予算計画の変更に伴う補助額の増額は行いません。団体の自己資金等でご対応ください。

Q 3. 事業申請団体がなくなり、別の団体が事業を引き継ぐときはスタートアップコース、ステップアップコースのどちらになりますか？

A. ケースバイケースのため、そのような状況となる場合は個別にご相談ください。

Q 4. 事業開始時期について、過去から実施している証明は必要ですか？

A. 募集要項に記載の提出書類で確認いたします。提出書類で確認できない場合は、別途資料を用意していただく必要があります。

Q 5. 今まで規約等を設けず活動していましたが、今回初めて団体の規約を作る場合、ステップアップコースになりますか？

A. いっずんサポート補助金は事業に対する補助ですので、これまでの団体の活動形態は問いません。ご提案の事業が継続して行われていた場合はステップアップコースとなります。

Q 6. 全国的な団体の中の泉区グループでの事業は対象になりますか？

A. いっずんサポート補助金は泉区の課題解決等のための事業が対象となっており、区内で実施され、区民を対象とする事業であれば、区外の団体であっても補助の対象となります。ただし、申請数が多い場合などは、区内の団体が優先されます。

Q 7. 参加者から参加費を徴収するイベントを開催したいが、補助の対象となりますか？

A. 参加費を徴収することをもって対象外とはしませんが、参加費の徴収で費用がまかなえる場合は対象外となります。個別にご相談ください。

Q 8. 同一の代表者が複数地区で活動を行っていますが、提案に影響しますか？なお、活動メンバーや事業の対象者は重複していません。

A. 代表者が同一であっても、団体や事業が異なれば、別途のご提案で問題はありません。なお、実質的に同一団体であると判断される場合、複数の事業提案はできませんのでご留意ください。

Q9. 現在実施している事業について、過去に区から補助金を得ており、現在も民間等から助成金を得ています。この事業は対象となりますか？

A. 横浜市の補助金と併用することはできませんが、過去に横浜市の補助金を受けていて現在、横浜市の補助金を受けていない場合や民間等からの補助金を受けている場合については対象となります。

Q10. 事業で使用する「おやつ」は対象経費になりますか？

A. 既製品については原則対象外と考えておりますが、交付申請で挙げている事業に必要なかどうか（それがないと成り立たない事業であるか）によって、対象経費として取り扱います。そのような状況となる場合は個別にご相談ください。

Q11. 団体の代表者の住所は、泉区内でなくても問題はありませんか？

A. 代表者やメンバーが区外の方でも、事業が泉区内で行われるものであれば対象となります。

Q12. 今年度に団体を立上げ、来年度から活動することを考えていますが、どのような取扱いになりますか？

A. ご提案の時期は団体の判断でお決めください。なお、立上げ準備に係る内容は事業実施にはあたらないため、補助金の対象外です。

Q13. 3年間補助を受けた活動が5年経ち、6年目以降の活動は、同じ事業であっても新規の申請ができるように書かれていますが、審査の減点になりますか。

A. 5年間事業を行っていなかった時の6年目の活動については新規扱いとなります。補助金を受けたあとも継続して活動している事業は対象外です。なお、その際の審査においては特に条件は設けません。



泉区マスコットキャラクター
「いっずん」

【問合せ先】

泉区区政推進課地域力推進担当

電話：045-800-2333

FAX：045-800-2505

メール：iz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp